

### 第3節 法律・合意・提案解題

1948年 セイロン市民権法 Ceylon Citizenship Act No.18

【要旨】インド・タミルの選挙権を剥奪する準備段階となった。高地でシンハラ人よりも多数派で、独立したばかりのセイロン政府にとってインド・タミルの存在は脅威だった。

1949年 インド・パキスタン市民権法 No.34

【要旨】インド・タミルに関しては父方の曾祖父の代からセイロンにいたことを証明できなければ市民権を認めない

1949年 国会選挙法 Ceylon Elections Amendment Act

【要旨】インド・タミルから選挙権を剥奪

1951年 タミル連邦党第一回大会演説

【演説要旨】セイロンのタミルは、あらゆる点においてシンハラ人とは区別される民族である。古くて栄光のある歴史を有する、全く異なる言語、特定の地域に居住している

1956年 Act No. 33 of 1956 シンハラ・オンリー法 Sinhala Only Act

【要旨】シンハラ語をセイロンの唯一の公用語とする

【解説】6月5日の法案提出から可決される7月7日の間、法案に反対して座り込みをするタミル人国会議員への攻撃に始まり、一般のタミル人への暴行が全土に拡大した。そのため、法案には、シンハラ語を公用語とすることだけを記し、詳細な規定は冷却期間において後に定めることになった。

1957年 7月26日、バンダラナイケ＝チェルヴァナーヤカム協定

【要旨】A連邦党は、言語に関してパリティの主張を譲らない。連邦党と首相の間で調整が行われ、タミル語を国民語(National Language)と見なす、つまり北部・東部州における行政はタミル語で行われる。このことは公用語法を破棄するものではない。タミル語をセイロンの少数国民の言語であると認識する。

以下の点を確認する。タミル語の使用は公用語の地位を侵害するものではない、北部・東部州の行政言語はタミル語である、北部・東部州に居住する非タミル言語使用者に必要な措置を講じること。

インド人子孫の市民権および市民権法の改正について連邦党は早期の解決を主張し、首相は、早期に考慮するとした。そのため、連邦党は予定されていたサチャグラハ(ハNST)を取り止めた。

B 提出予定だった地域評議会(Regional Council)についての確認事項

- 2 東部州はいくつかの地区で、北部州は単一の地区で構成される。
- 3 州をまたいだ地区の統合や、分割を認める。
- 4 地域評議会の選挙。
- 5 国会は、農業、協同組合、土地、土地開発、植民、教育、保健、産業、漁業、住宅、社会福祉、電気水道、道路計画などの権限を地域評議会に委譲する。
- 6 植民計画についての地域評議会の権限。
- 7 地域評議会の予算、課税。

【解説】シンハラ・オンリーに反対する連邦党のチェルヴァナーヤカムとパンダラナイケの間に締結された。議会に提出される法案の確認事項だった。

1965年のシンハラ・オンリーに対して連邦党は、自治制のタミル言語州を設ける方針を定めた。その他、市民権法の廃止、タミル地域へのシンハラ人の入植禁止を求めた。この要求が一年の間に実現しない場合は、1957年8月からサチャグラハを行うと警告した。そのため、パンダラナイケは連邦党と交渉し、妥協点を探った結果がこの協定である。

北部と東部に直接徴税や教育を司る regional council の設定を認めてタミル側の自治権の要求に対して大幅な譲歩をした。州という単位は大きく、これもタミル側にとって好ましい条件である。Choksy 委員会の勧告よりもタミル人にとっては歓迎されるべき内容。この協定によって、サチャグラハは回避されたが、これらの譲歩はシンハラ人の反発を生むことになった。

## 1958年 タミル語（特別）法

### 【要旨】

- ・タミル語で継続的に教育を受けることができる。
- ・政府と交渉する場合、及び地方行政に置いては、タミル語を試用することができる
- ・タミル語で公務員試験を受けることができる、ただしその職を続け、昇進を希望するものは、シンハラ語に熟達する必要がある

【解説】1958年の暴動により、連邦党は解散させられた。この法律は党員が自宅に軟禁されている間に議会に上程可決されたという経緯を持つ。したがって、法案の審議にタミル系議員は加わっていない。可決の際、野党議員は退席してしまい、2名だけだった。

57年のパンダラナイケ＝チェルヴァナーヤカム協定が地方自治まで立ち入っていたのに対して、ここでは触れられていない。

## 1964年 10月30日 シリマボ - シャストリ協定

【要旨】(1)スリランカのプランテーションで働くインド系タミル人 52万5000人にインドの市民権を与え、15年間に帰国させる。(2)同じ期間に30万人にスリランカの市民権を与える。(3)残りの15万人の将来については両国政府が協議して決定する。

## 1965年 3月24日 ダッドリー・セナナヤケ＝チェルヴァナーヤカム協定

【要約】セナナヤケ首相は、安定的な政府を維持するために以下のことに合意した

- 1 北部・東部州における行政・記録にかんして規定したタミル語特別法を実行に移す  
首相は、タミル語使用者が全土でタミル語で活動できるべきだというのが UNP の政策であると説明した
- 2 北部・東部州においてタミル語で法廷事務が行われるよう裁判所言語法 (Languages of Courts Act) の改正が UNP の政策であると首相は説明した。
- 3 県評議会 (District Council) を設ける予定である。
- 4 土地開発令 (Land Development Ordinance) の改訂を予定している。

北部・東部州における土地割り当てでは以下の優先順位を規定する。すなわち北部・東部州の土地は、その地方の土地なし、北・東部州に居住するタミル語使用者、その他の市民（その他の地域に住むタミル人）の順に割り当てる。

【解説】UNP 内閣は、連邦党の協力を得る必要があった。そのため、FP チェルヴァナーヤカムと協定を結ぶことになった。タミル語特別法は1958年に国会を通過したが、実施されていなかった。UNP 内閣は、連邦党の協力を得る必要があった。

## 1972年 5月22日制定スリランカ共和国憲法

### 【要旨】

- ・国名をセイロンからスリランカに改め、英連邦内の自治領から共和国に移行。(第1条)
- ・単一国家 (unitary state) である (第2条)
- ・スリランカ共和国は、仏教に至高の地位を与える。したがって、第18条第一項d号で全ての宗教に対し権利を保障するにもかかわらず、仏教を保護し育成することは、国家の責務である (6条)
- ・公用語はシンハラ語である。(7条)
- ・タミル語の使用は、1958年第28号のタミル語 (特別) 法の定めるところによる (8条)
- ・第18条第1項d号; 思想・信仰の自由を許容する諸権利を保障する
- ・国家元首たる共和国大統領を置く。(19条) 大統領は行政府の長でありかつ軍の最高司令官である。(20条)

【解説】連邦制を否定し、単一国家であることを強調。仏教に事実上国教の地位を与えた。大統領には総督のウィリアム・ゴバラワが就任し、1978年にジャヤワルダナに引き継いだ。

## 1973年 2月22日採択 スリランカ新聞審議会法

【要旨】審議会の目的を定めた第8条: 報道の自由の保証とこの自由の悪用の防止。新聞が事実の真の記述たるニュースとこれに基づく解説を自由に発表することの保証など。

第9条、審議会が苦情の申し立てを受理した場合、所定の方法で査問し、必要な場合、修正の発表命令、譴責、相手方への謝罪を命令する。

【解説】1972年に新共和国憲法を制定して、75年5月に行うべき総選挙を77年まで延長することができたバンダラナイケ首相だったが、シンハラ語の公用語化などを定めたため、自治・連邦を要求してきたタミル人政党の反発を招いた。反政府活動を恐れる政府は、政府関係記事の統制、報道機関への監督強化を図るためにこの法案が作成された。しかし、報道の自由を奪うものとして世論の強い反発を受けた。4月には、この法律に基づき、国内最大の新聞社レイクハウス新聞社の株式の75%を収用し、管理委員会の下におくことになった。

## 1974年 シリマボ = ガンディー協定

【要旨】1964年の協定で未決定になっていた残りのプランテーション産業に従事するインド系タミル人15万人について両国がそれぞれ7万5000人ずつ市民権を付与し、自国に引き取る。

## 1975年 5月14日 TULF 設立 決議文

【要旨】(1)セイロンのタミル人は、言語、宗教、文化、習慣さらには歴史のどれをとってみても、シンハラ人とは別個な独自の民族 (nation) である。(2)1972年にシンハラ人が作った共和国憲法はタミル人を奴隷民族の地位に落としてしまった。したがって、「本会議は、全ての民族に固有の自決権に基づいて、自由で主権を持つ政教分離の社会主義タミル・イーラム (The free sovereign, secular, socialist state of Tamil Eelam) の回復と再構築を決議する」と述べている。

## 1977年 8月4日ジャヤワルダナ内閣の施政方針

【要旨】(22項目にわたる政治・経済政策のなかで、民族問題に触れた部分) 非シンハラ語国民の問題を審議するため全政党内閣を招集する決定も新憲法に入れる。タミル人が多くの問題に苦しんでいることを認める。その解決がないと分離国家運動を刺激する。国の統合、統一は国の経済開発に必要なので、直ちに教育、入植、タミル語の使用、公共、準公共部門での雇用におけるタミル人の苦痛を解決すべきであり、このために全政党内閣を招集する。

## 1977年 10月4日採択 **第2次憲法改正条項**

【要約】第4条（国民議会）国民の主権は、選挙された国民の代表で組織される国民議会および憲法の規定に従い国民により選挙された大統領を通じて行使される

第5条（国権の最高機関）国民議会と大統領は、共和国の国権の最高機関である。

第20条（行政政府の首長および最高司令官）大統領は行政政府の首長であり、かつ内閣の長であり、軍の最高司令官である。

第94条(1)大統領は随時(a)内閣の大臣の数とその担当事項および職務を決定し、(b)国民議会の議員から、各省担当の大臣を任命する。

(2)大統領は自らに対し、担当事項と職務を配分することができ、内閣総理大臣または大臣に配分されない担当事項と職務を所管するものとし、この目的のため所管すべき大臣の数を決定する。

【解説】大統領制度の導入。大統領は国民により選出され、と行政政府の長として権力を持つという、フランス型。現在の首相がそのまま大統領になり、新たに6年間に在任する。内閣の解散に左右されない。92条の条項がそのまま引き継がれており、大統領が国防省、政策、大蔵などの重要大臣ポストを兼任する事態に発展する。

## 1978年 8月 **スリランカ民主社会主義共和国憲法**

### 【要約】

- ・単一国家（Unitary State）である（第2条）
- ・ライオンの国旗を定める（第6条）
- ・仏教に至高の地位を与える。したがって、第10条および14条1項e号で全ての宗教に対し権利を保障するにもかかわらず、仏教を保護し育成することは、国家の責務である（8条）
- ・スリランカの公用語はシンハラ語である。（18条）
- ・スリランカの国民語（National Language）はシンハラ語とタミル語である（19条）
- ・国会、地方議会における使用言語は、いずれかの国民語である（20条）
- ・いずれかの国民語で教育を受ける（21条）
- ・公用語（Official Language）とは、スリランカ全土において用いられる行政言語である。（22条）

北・東部州においては、公的文書の記録・公的機関の活動はタミル語によって行われる。

・裁判所における言語としては、シンハラ語を用いる（24条）北・東部州における裁判は、タミル語で行われる。控訴審に進んだ場合、国民語が用いられる。

【解説】1972年憲法を廃止して成立した。UNPの選挙公約により国名をスリランカ民主社会主義共和国とし、国民主権・基本権の保証を規定し、仏教を最高の地位に置くとし、国は保護育成するが、全ての宗教の権利を保証する点では72憲法に変更はない。シンハラ語が唯一の公用語だが、シンハラ語とタミル語を「国民語」とする。行政目的や公的機関での商取引でのタミル語の使用や全ての法律がシンハラ語とタミル語で記述されることを認めた。タミル語の使用に関しては一見融和的だが、国旗・国家を定めるなど民族主義的な側面も見える。

インド・タミルを考慮して第5章に「市民」を規定する章を設けた。

## 1978年 **タミル・イーラム解放の虎運動その類似団体の禁止法律**

【要約】タミル・イーラムと自称する団体は、各地で国の団結・統一を侵害し、国の安全・公共の安全と秩序を危険にする暴力行為をし、その行為を当該団体の目的追求のためだと自称した。上述の団体を禁止し、かつ暴力行為を主張し国の団結・統一と公共の安全・秩序に害を及ぼす活動を行う他の団体の禁止を規定することが必要である。

### 1979年 2月 憲法第二次改正

【要旨】党からの国会議員の除名の有効性は最高裁と議会特別委員会の決定による

【説明】JR ジャヤワルダナ大統領は、人種融和、国民国家の発展を強く主張してきた。1978年にはトンダマン委員長を入閣させて融和を進めていた。TULF に対しては、新設した県開発大臣の北・東部におけるポストを用意した。これによって TULF の政局安定のための協力も得ようとするものだった。TULF 内部には大統領の要請に応じようとする C.ラジャドライ議員らとこれに反対する層に別れた。TULF 内部で議論した結果、ラジャドライ議員は除名されることになった。しかし、政府はこの動きに対して憲法第二次改正案を成立させたのだった。ラジャドライ議員の議席は確保され、同議員は UNP に入党し、地域開発相に就任した。

### 1979年 7月 TULF アミルタリンガム書記長が JR ジャヤワルダナに宛てた書簡

【要旨】UNP は 1977 年の選挙公約で全政党会議を開くとし、77 年 8 月 4 日の会議では教育、入植、タミル語使用、政府機関の雇用問題の解決をはかると述べた。しかし失敗した。大学入試方式の変更はタミル人の大学入学者数の増加を阻止するものである。入植地においてタミル人が不当な扱いを受けている。1966 年のタミル語使用特別規定法が実行されておらず、手紙・小切手もシンハラ語のみである、雇用では、議員に雇用を割り当てる雇用銀行が出来たが、これもタミル人に不利に作られ、運用されている。政府はインド・海外でタミル人に権利を与えていると宣伝しているが、事実とは異なる。我々はガンディー主義を守る。平和的解決に門はいつも開いておく。

【解説】アミルタリンガム TULF 書記長が、インド議会やアメリカ議会でタミル人の苦境を訴えたのに対して、政府はトンダマン大臣をインドに派遣して政府の主張を伝えていた。

### 1979年 7月テロリズム防止法 Prevention of Terrorism Act

【要約】この法律は個人、グループによるテロ、非合法活動、またはその準備の防止にある。禁錮と財産没収の最も重い刑罰は、大統領、各裁判所、判事、上級職員、外国・国際機関代表、国会地方議会議員、委員会委員、軍人、警察官を殺害、誘拐、攻撃するもの、また、テロ防止法違反の証人を殺害、誘拐、攻撃するもの

以下のものには 5 年から 20 年の禁錮と財産没収の罪が課せられる(1)人または証人を脅迫し、公共財産を盗み、または損害を与え、(2)合法的許可なく火器の輸入、収集または爆薬を製造、または所有するもの(3)人種的・コミュニティ的不和または異なったコミュニティ、人種、宗教グループの間に悪意・敵意をおこさせ、暴動または蜂起をおこさせようとするもの(4)犯人を隠匿し捜査妨害をするもの、(5)違反行為を準備し、または他人の行為を扇動、陰謀、勧誘するもの

また、違反者についての情報を提供しないものには 7 年以下の禁錮が課せられる。所管大臣は、新聞の検閲、発禁を命じること、容疑者の 3 カ月拘留、移動の制限を加える権限がある

【解説】TULF の青年組織による、過激な分離国家を求める動きが活発になり始めていた。ジャヤワルダナで警察署長射殺事件が起こり、政府は非常事態宣言を公布し、治安司令官を任命するとともにこの法律を制定した。

### 1982年 8月26日 第3次憲法改正

【要旨】大統領は最初の任期開始後 4 年を終了したときはいつでも、国民に選挙によって後続の任期の委任を求める意図を布告できる

在職中の大統領であれば、当選した場合、6 年間その職を保持する。

【解説】改正前の憲法は、最初の任期中の大統領は、任期満了後のみに再選に立つことが出来るとしているが、ジャヤワルダナ大統領は、7 月 7 日の閣議で改正案を議会に明らかにした。

最大野党 SLFP の分裂と自己の個人的人気に乗じて、1983 年に予定されている総選挙、1984 年の大統領選挙に備えたものである

#### 1982 年 12 月 23 日 第 4 次憲法改正条項

【要旨】161 条に(e)項を加える、すなわち、現有議会任期は 1989 年 8 月 4 日まで継続する。

【解説】この改正によって現有議会任期は 6 年確保された。第 3 次憲法改正とあわせて、野党側からは非民主主義的な暴挙であると批判されたが、非常事態宣言下で断行した。一党独裁化の傾向が明らかになった。

#### 1983 年 2 月 25 日 第 5 次憲法改正条項

【要旨】議会に空席が生じた場合、当該政党は次点議員を 30 日以内にノミネートしなければならないが、それがなされない場合は、選挙管理委員長は選挙の実施を宣言する。

【解説】ジャヤワルダナ政権は、1982 年の第 3 次、第 4 次憲法改正により選挙回避・長期政権を確保した。しかし野党の強い批判を受けることになった。野党議員の取り込みも進展しなかったため、大統領再選選挙および国民投票で UNP が敗れた選挙区の SLFP 議員を辞任させ、補欠選挙を行うことで UNP 国会議員を増加させ結おうと目論んだ。本来ならば、比例代表制の規則によって、辞任した議員の政党の次点議員が繰り上げになるところだが、第 5 次憲法改正によって 1946 年選挙法での補欠選挙を行った。

#### 1983 年 8 月 4 日通過 第 6 次憲法改正条項

【要約】

以下の条項が挿入された。

何人であれ直接・間接に、スリランカの内外でスリランカ領土内における分離国家の樹立を支持、信奉し、資金援助し、奨励または鼓吹してはならない。

いかなる政党または結社・団体も、スリランカ領土内における分離国家の樹立を目的の一つとして有してはならない。

上記の規定に違反する行動をなすものは、上訴裁判所の有罪決定により起訴され、次の罰に処される。(a) 7 年以下の公民権剥奪、(b) 当該裁判所の命令で、そのものと家族の維持に必要とされる財産以外の動産・不動産の没収、(c) 7 年以下の公民権の停止、(d) 国会議員あるいは公職にあるものは、公務または公職の停止。

公民権とは、(a) 旅券を得る権利、(b) 公共試験を受ける権利、(c) 不動産を所有する権利、(d) 成文法に基づく免許、登録または他の許可を要する事業または専門職業に従事する権利をさす。

【解説】

7 月暴動に危機感を感じた与党 UNP 内部の超シンハラ主義者の圧力によるもので、連邦党議員らは宣誓を拒否し、議員資格を失ってインドに逃れた。10 月にはさらに改正を行い、分離国家否認宣誓の義務化は DDC 議員にも拡張された。

#### 1983 年 ジャヤワルダナ大統領の全政党内閣(APC)への 14 項目提案

【要旨】(1) 分離国家要求の放棄、(2) 各 DDC の希望と当該県民の住民投票の賛成があるとき、一州内での DDC 会議の合同を認める、(3) 地域評議会設立地域は、会議の多数支配政党の指導者は大統領により正式に地域主務大臣として任命される。主務大臣は、執行委員会を設ける、(4) その地域に移管しない共和国の主権・統一・安全・開発に関する事項は、大統領・議会の責任とする、(5) 地域評議会は、税・課金・手数料を徴収し、中央政府から借り入れ、交付金を受ける、(6) トリンコマリ港の管理は中央政府下に置く、(7) 各地域に高裁をおくが、最高裁は別の、憲法上の管轄権を持つ、(8) 地域評議会に割り当てる事項の明細リストを作成し、評議会は

割り当て事項の執行権を持つ、(9)地域評議会に奉職し出向するものを地域勤務公務員とし、(10)地域公務委員会が採用・規律に当たる、(11)公務員・軍人、また地域治安の警官は、人種別比率で定める、(12)全国的土地定住策の作成、(13)公用語・国民語に関する憲法その他法律条文を実行する、(14)政治目的達成のための暴力・テロ行使には反対する

#### 1984年12月11日 ラジーヴ・ガンディー首相のスリランカ情勢を憂慮する声明

【要旨】 悪化の一途をたどるスリランカ情勢に深い憂慮を表明する。北部州と東部数における武力対決が拡大し、罪のない人々の生命が奪われている。インド系タミル人がその犠牲者に含まれている。

ジャフナ半島は、封鎖され、深刻な食糧不足に見舞われている。数百名の青年が検挙され、行方を告げられないまま移送されたと言われている。

ポーク海峡ではインド漁民が拿捕されている。

このような事態の展開は極めて憂慮すべき問題である。

当初からインドはスリランカの統一と統合という枠組みの中で政治的な解決をはかる必要性を強調してきた。スリランカ政府が現在の状況を緩和する手段をとり、12月14日に予定されている全政党会議においてタミル人の正当な願望に合致し、全ての関係者に受け入れられる有効な政治的解決を導き出すよう、強く訴えるものである。

【解説】インド内部の不満を解消するためでもある。国内政治を意識した声明。

#### 1985年 7、8月ティンブー会議

【要旨】タミル側の主張する基本的な原則

1) 固有の Nationality としてのタミル人、2) 単一のタミル人のホームランド、3) タミル民族の自決権、4) スリランカに居住する全てのタミル人に対する全面的な市民権  
スリランカ政府の回答

4) を除いて拒絶。1) 、2) 、3) については以下の譲歩の可能性を示唆した。

1) については Nationality が独立国家の国民を意味するのではなく、単一国家内の一民族の固有性を意味するのであれば考慮に値する

2) については、領土的な要求ではなく、土地利用、入植事業等へのタミル人の要求であれば討論の対象になりうる。

3) については、分離独立ではなく、地域住民の政治参加を勧めるための分権化要求であれば現状の不満足な分野を改善する余地がある。

【解説】インドの取り持った和平交渉プロセス。タミル人側が、タミル人を民族として認知し、タミル人のための自治地域 (homeland) を設定し、自治権を与え、全てのタミル人に市民権を与えること、などを要求して暗礁に乗り上げた。妥協案は実現せず。戦闘激化で決裂。その後はインド外務省が双方の主張を聴取して政治的解決案づくりをした。これ以降、解決のためのモデルとしてのインド、という立場も加わり、インドがスリランカの紛争において果たす役割が重要になった。

#### 1985年 ENLF がインド政府に提出した覚え書き

【要旨】ティンブー会議に参加した理由、中間的な解決に対する考え方、インド政府に対する ENLF の強い要望が述べられている。

ティンブー会議に参加した理由では、スリランカ政府への不信感故に参加を留保したが、インドとイーラム・タミル人民との間に存在する伝統的な友好関係を確認して参加に同意した。インドの戦略的な重要性を認め、我々の正統性を国際的に確立する必要性を感じたためである。一方スリランカ政府は軍事的な解決を完遂するためにインドのイニシアティブを悪用しようと

している。

恒久的な解決には至らなくても、中間的な解決を勧告されているが、それを受け入れることはできない。なぜならば、(1)軍事的解決を選んだのはスリランカ国家であり、我々は武装闘争を強いられている、(2)「政治」の主流に加わろうとしても、スリランカでは民主的過程が事実上機能していない、(3)現行の 1978 年憲法は大統領制の名の下に中央集権化を強化している。現実に存在しているのは憲法上の独裁制である。そして民族問題に対する憲法上の対応に関する限り、地域自治や連邦制のような分権制の余地は、現行憲法の枠組みに存在しない。

【解説】ENLF( イーラム民族解放戦線、Eelam National Liberation Front )は、LTTE、EROS、EPRLF、TELOらスリランカ・タミルの戦闘的諸組織による連合組織である。ティンブー会議でも共同歩調をとった。軍事組織でも統合してタミル・イーラム軍( TEA Tamil Eelam Army )に編成されたとの報道もある。以上の組織は、スリランカでは非合法化されていた。一方ティンブー会議には、穏健派とされている TULF も参加した。

この文書は、ティンブー会議が決裂して後にインドの新聞や雑誌に掲載された。

#### 1986 年 8 月 6 日 第 10 次憲法改正

【要旨】18 章治安の 155 条の(8)(9)項を削除する。

【解説】非常事態宣言を議会の過半数で承認できるようにした。改訂前は 3 分の 2 で可決する規定だった。改正時、与党 UNP の議席数は、優に 3 分の 2 を上回っていたにもかかわらず、治安状態の悪化により改訂に踏み切らざるを得なかった。

#### 1987 年 7 月 29 日スリランカに平和と常態を確立するためのインド・スリランカ両国の合意(印・ス合意)

【要旨】次の事項を共通認識として持つ。

(1)スリランカの統一、主権および領土的統合を守ることを希求、(2)スリランカが、シンハラ、タミル、ムスリムおよびバーガーからなる多民族・他言語の複合社会である、(3)個々の民族集団が注意深く育てられるべき優れた文化と言語上のアイデンティティを持つことの認識、(4)北部州と東部州がスリランカ・タミル語を話す人々の歴史的居住地域であり、この領域で他の民族集団とともに常に生活してきたことの確認、(5)スリランカの統一、主権および領土的統合に貢献する諸勢力を強める必要性を認識し、全ての市民が平等、安全かつ調和のもとで暮らし、繁栄し、そしてその願望を実現できる、多民族・多言語・多宗教の複合社会である特質の保持。以下の取り決めをする。

(1)スリランカ・タミルの多い北部州と東部州を暫定的に統合して、一つの州評議会と州政府を置き、州自治を認める。(2)最終的に両州を統合するか否かは 1988 年末までに行う予定の住民投票によって決める。(3)全島で停戦を実施し、武装グループは武器を引き渡し、大統領は政治犯などに恩赦を与える。(4)インド政府はこの解決策を保証し、実施に協力する。(5)シンハラ語のほか、タミル語、英語も公用語とする。

【解説】タミル語が第二の公用語であることを認めた。スリランカの主権を尊重する一方、タミル地域に大幅な自治権を与えること。この協定のもとで、政府軍は撤退し、過激派たちは協定調印後 72 時間以内に武装解除することになっていた。

#### 1987 年 11 月 14 日 第 13 次憲法改正条項

【要旨】18 条「公用語はシンハラ語である」に以下の条文を加える。すなわち、(2)タミル語もまた公用語である、(3)英語はリンク語である。

154 条以降に州評議会の設立、付則として州、中央政府、両者が共通して持つ権限のリストなどを加える

【解説】印・ス合意の確認、および州評議会の法的根拠となる。

1988年12月17日 **第16次憲法改正条項**

【要旨】憲法22条(1)「公用語は、スリランカ全土の公共機関で用いられる行政語である」を廃し、「シンハラ語とタミル語はスリランカ全土で用いられる行政語である、シンハラ語は、タミル語が用いられる北・東部州以外の全ての州の公共機関で用いられる行政語である」立法、司法についても同様の規定。